

## インフルエンザ出席停止期間 チェック表)

【インフルエンザと診断された場合の出席停止期間について】  
発症した後**5日**を経過し、かつ、解熱した後**2日**を経過するまで。

【インフルエンザ出席停止期間の考え方】  
発症した日・発熱した日を**0日目**とし、それぞれ翌日からの日数を数えます。  
そのため最短でも**6日目**からしか登校できることになります。

	発症 0日目 ( / )	発症 1日目 ( / )	発症 2日目 ( / )	発症 3日目 ( / )	発症 4日目 ( / )	発症 5日目 ( / )	発症 6日目 ( / )	発症 7日目 ( / )	発症 8日目 ( / )
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日			登校可		
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日		登校可		
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可		
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可	
5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可

## 新型コロナウィルス感染症出席停止期間 チェック表

【新型コロナウィルス感染症の出席停止期間について】  
発症した後**5日**を経過し、かつ、症状が軽快した後**1日**を経過するまで。  
(無症状の場合、検体を採取した日から**5日**を経過するまで。)

【新型コロナウィルス感染症出席停止期間の考え方】  
発症した日（無症状の場合は、検体採取日）を**0日目**とし、翌日からの日数を数えます。  
症状が軽快した日、その日は日数に数えず、翌日から日数を数えます。  
そのため、最短で**6日目**から登校できます。  
(無症状の場合も、**6日目**から登校できます。  
※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状（咳・息切れ等）が改善傾向である場合を言います。

	発症 0日目 ( / )	発症 1日目 ( / )	発症 2日目 ( / )	発症 3日目 ( / )	発症 4日目 ( / )	発症 5日目 ( / )	発症 6日目 ( / )	発症 7日目 ( / )	発症 8日目 ( / )
1日目に軽快	発症	軽快	軽快後 1日				登校可		
2日目に軽快	発症	症状 継続	軽快	軽快後 1日			登校可		
3日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1日		登校可		
4日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1日	登校可		
5日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1日	登校可	
6日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1日	登校可